

独禁法事例速報

弁護士

平山賢太郎

公取委審判審決平成 27 年 5 月 22 日

平成 22 年(判)第 2 号ないし第 5 号・第 6 号・第 7 号、公取委
HP

▶ 事実

「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者」（東南アジアに「現地製造子会社等」を有している）は、それぞれ、「テレビ用ブラウン管製造販売業者」との間で、現地製造子会社等が購入するテレビ用ブラウン管（「本件ブラウン管」）のおおむね四半期ごとの購入価格、購入数量等について交渉し、現地製造子会社等が、テレビ用ブラウン管製造販売業者の東南アジア所在子会社等から本件ブラウン管を購入していた。

テレビ用ブラウン管製造販売業者及びその東南アジア所在子会社等は、会合を日本国外において継続的に開催し、おおむね四半期ごとに本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意した（「本件合意」。平成 19 年 3 月 30 日以降事実上消滅している）。

▶ 審決要旨

排除措置命令の名宛人であった 2 社について違反宣言審決（排除措置命令取消）、課徴金納付命令の名宛人であったその他の被審人について審判請求棄却。

I 「〔独占禁止法〕3 条後段は、不当な取引制限行為を禁止して、我が国における自由競争経済秩序を保護することをその趣旨としていることからすれば、同法第 2 条第 6 項に該当する行為が我が国でなされたか否か、あるいは、当該行為を行った事業者が我が国に所在するか否かに関わりなく、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、我が国における自由競争経済秩序が侵害されたということができ、同法第 3 条後段を適用するのがその趣旨に合致する」。

II 「実際に商品の供給を受ける者とは別に、商品の購入先を選定し、商品の価格や数量等の重要な取引条件について交渉し、決定している主体が存在するのであるから、当該商品の供給に係る競争が行われる取引の実態を踏まえて需要者について検討する必要がある」。

我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、「テレビ

用ブラウン管について調達業務等を行い、自社グループが行うブラウン管テレビに係る事業を統括するなどして」おり、テレビ用ブラウン管製造販売業者と交渉して「本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定した上で、現地製造子会社等に対して上記決定に沿った購入を指示して、本件ブラウン管を購入させていた」。

「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の果たしていた上記役割に照らせば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と現地製造子会社等は一体不可分となって本件ブラウン管を購入していた」ので、「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は本件ブラウン管の需要者に該当するものであり、本件ブラウン管の販売分野における競争は、主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであった」。

▶ 解説

本件は、いわゆる国際カルテル事案において公取委が外国事業者に対して課徴金納付命令を行った初の事例である。本件合意が、外国事業者と我が国事業者との間で、外国で形成されたうえ、本件ブラウン管の直接の購入者も外国に所在することから、独禁法 3 条後段適用の可否が中心的な争点とされた。

I. 独禁法 3 条後段適用の可否

1 本件審決は、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国所在需要者をめぐって行われるものであり、かかる競争が実質的に制限された場合には、独禁法 3 条後段の適用は妨げられないとしている。

本件審決は違反行為者の所在地国を問わない点においてマリンホース事件（平成 20 年 2 月 20 日排除措置命令）・自動車海運事件（平成 26 年 3 月 18 日排除措置命令・課徴金納付命令）と同様であるが、独禁法 3 条後段事件において合意の成立した国を問わない旨を公取委が明言したのは初めてのことである。

2 本件審決は、「競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われる」ことを独禁法 3 条後段適用における考慮要素としている。「競争」は、2 以上の事業者が「同一の需要者」に商品を供給または供給で

国際カルテル事件における外国事業者に対する初の課徴金納付命令

—ブラウン管国際カルテル事件

きる状態をいうところ（独禁法2条4項1号），本件では，本件ブラウン管を直接に購入し受領した者が外国に所在する現地製造子会社等であるため，「需要者」の意義が争点となった。

本件審決は，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が「一体不可分」となって本件ブラウン管を購入していたので，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は需要者に該当するとしている。これを，マリンホース事件において一定の取引分野が我が国所在の需要者「が発注するもの」により画定されたことや，自動車海運事件において合意及び一定の取引分野の範囲が我が国所在かつ「運賃を支払う」需要者が「我が国の港で荷積み」する取引に限定されたことと比較すれば，本件では一定の取引分野の範囲が拡大されているようにみえる。しかし，かかる差異は，各案件において，需要者の所在地国を基準として我が国独禁法の適用範囲を検討するという基本的な考え方を維持しながら，実施工業（商品販売をめぐる交渉等）その他の取引実態，国際礼譲の観点からの調整の要否等を具体的に検討したことによるものであることが窺われる所以あり，かかる検討手法自体は不当なものではないということができる。

3 本件ブラウン管は我が国向けには出荷されていなかったようであるが，本件審決はなお独禁法3条後段適用を肯定している。なお，企業結合届出規則2条1項は「国内において供給される」商品等の売上高を参照しているが，これは届出基準にすぎないから，競争の実質的制限の認定とは直接の関係を有しないといえよう。

4 いわゆる域外適用の要件に関して「効果主義」が主張されることがあるところ，本件審決は，我が国独禁法の適用の可否を検討するにあたって我が国所在需要者をめぐる競争の実質的制限（独禁法2条6項）を考慮することを通じて，効果主義の議論を事実上取り込んでいる。

5 近時の米国裁判例（損害賠償請求訴訟）は，米国事業者が外国所在子会社等（カルテル関連商品の直接購入者であり最終製品の製造者）から最終製品を輸入して米国内で再販売していた事案において，両事業

者間の一体性を否定したうえで当該米国事業者（間接購入者）の請求適格を否定している（Motorola Mobility LLC v. AU Optronics Corp. 事件第7巡回区再審理判決〔平成26年11月26日，修正決定平成27年1月12日〕）。

本件審決は，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と現地製造子会社等を一体不可分とみて本件ブラウン管販売分野における競争の実質的制限を認定できたため，最終製品（ブラウン管テレビ）の価格等に対する本件合意の影響を検討し最終製品市場を一定の取引分野として画定する必要がなく，我が国における最終製品販売数量等も認定していない。

II. 不利益処分の重複可能性

国際カルテル事件においては，社会的事実として同一の行為に対して複数法域の競争当局が不利益処分を課すことがあるところ，小田切委員補足意見は，本件審決の「需要者」概念のもとでは不利益処分の重複が生じ得る旨指摘している。この点については，違反行為の認定内容（違反行為期間等），制裁金等の性質（行政・刑事等）や算定方法等が当局により区々であるなかで，回避すべき重複的処分とはどのようなものをいうのか，我が国独禁法の適用が不当に潜脱される事態が生じないようにすることこそが重要ではないか，など検討すべき問題点が多い。

なお，公取委は，マリンホース事件において「海外競争当局においてもマリンホースの製造販売業者らに対する審査が行われていること」を考慮して一定の取引分野を画定したり（大川進＝平山賢太郎「担当官解説」公正取引693号71頁），自動車海運事件において合意の範囲を限定したりしながら，重大な重複的処分を招かないよう配慮してきたことが窺われるのであるから，重複的処分の回避は立法上の手当てを待つまでもなく相当程度行い得るように思われる（もっとも，国際礼譲の観点からの調整は審査段階の当局間協議等を通じて行われるべきものであり，取消訴訟段階で裁判所が外国競争当局と協議等を行うことは不可能だろう）。